

令和七年二月

大学院文学研究科

矢嶋 正幸 提出 学位申請論文（課程博士）

『関東地方における太々神楽の歴史民俗学的研究』

審査報告書

國學院大學

矢嶋 正幸 提出 学位申請論文（課程博士）

『関東地方における太々神樂の歴史民俗学的研究』

論文の内容の要旨

矢嶋正幸の学位申請論文「関東地方における太々神樂の歴史民俗学的研究」は、関東地方に「太々神樂」等の名称で継承され、神社祭礼で奉納齋行される神樂について、埼玉県と群馬県の事例を中心に、特に近世期における実態と変化変容を明らかにすることを目的とする。標題に歴史民俗学的研究とあるのは、この神樂について、主に近世の地方史料に基づいて、その継承をめぐる歴史的動態の分析と叙述をめざすことに拠る。

論文は、序章、第一部「土師一流催馬楽神樂の成立」、第二部「神樂役と神子―齋行の担い手―」、第三部「太々神樂の経済と寺社」、第四部「変容する神樂の教義と演目」、終章「結論と今後の課題」という二章と四部で構成する。

序章は、本論文で対象とする太々神樂を中心とした従来の神樂研究史の検討、近世期の諸史料を多く用いることの意義、太々神樂齋行の目的などを論ずる。近世期の動向に焦点を当てるのは、関東地方の現在の太々神樂は近世の成立であるからでもあり、序章では歴史学における従前の研究成果も踏まえながら、どのような宗教的環境のなかでこれが成立し展開したのかという、研究の視点と課題を明確にする。

第一部「土師一流催馬楽神樂の成立」は、埼玉県久喜市に鎮座する鷲宮神社に奉納される現在の「土師一流催馬楽神樂」は、享保期の当社大宮司による神樂改革によって成立した内容を伝えており、この神樂の成立経緯と改革の意図を論ずる。論述は二章から構成する。第一章「唯一神道教義に基づく神樂の変容」では、享保期の神樂改革に先立ち、大宮司の大内秀勝が唯一神道教義を受容し、吉田家の配下となる経緯を明らかにする。それは、鷲宮神社では、十七世紀半ばに代々の大宮司家である大内家と社家の宮内左内家ならびに宮内家を支援する供僧寺の大乗院との間で神社支配をめぐる抗争があり、吉川惟足の門

人であつた大内秀勝は、唯一神道教義を根拠に訴訟に勝ち、大内家は鷲宮神社大宮司としての地位を持続し、その後、吉川惟足の後ろ盾もあつて、京都の吉田家から「宗源加行次第」の相伝や叙任をうけるという経緯を明らかにする。

そして、秀勝没後に大宮司に就任した大内国久は、吉田家から授与された行法を配下の社家に伝授するとともに、享保十一年（一七二六）正月に『土師一流催馬楽神楽歌』を編纂することによって、神楽改革を成就させたとする。これが現在の鷲宮催馬楽神楽に継承されるが、国久によってまとめられたと考えられる『神道諸祝詞集』収録の「遷宮之次第」、神楽初段「天照国照太祝詞神詠之段」には唯一神道の行法や教義が含まれていること、『神道諸祝詞集』の中臣祓の注記、神楽第八座「祓除清浄均太麻之段」、第十二座「天神地祇感納受之段」には吉川惟足の神道教義が含まれていることを具体的に示す。

第二章「宮中御神楽歌の摂取と神楽改革」は、「土師一流催馬楽神楽」の伝承内容について、大内国久による享保十一年（一七二六）の『土師一流催馬楽神楽歌』から、その内容を検証する。従来の研究で宮中御神楽をもとに構成し

たと指摘される第二座「天心一貫本末神楽歌催馬楽之段」の詞章検討から、これは『梁塵愚案抄』を元にして宮中御神楽を取り入れようとしたこと、また、国久は自ら「武者小路大納言実陰卿門生」というように積極的に堂上歌壇の歌を学び、『土師一流催馬楽神楽歌』には、後柏原天皇や三条西実隆などの歌を取り込んだことを示し、こうした国久の動きは、当時の朝儀復興運動がこの地方にも及んだことの一例であるとする。

第二部「神楽役と神子―斎行の担い手―」は、神楽斎行を担う近世の神楽役と神子（巫女）の実態叙述と、その身分の動向や役務の変遷を課題とする。四章から構成し、第一章「神楽役の実態―鷺宮神社を事例に―」では、近世の鷺宮神社の「土師一流催馬楽神楽」は、大宮司の配下である神楽役によって斎行されていた。当社の神事はこの神楽役と、その上位に位置する社役によって担われ、ともに神社から俸禄を得ていた。両役家は基本的に世襲で、これを家職として嗣いでいることを近世の諸史料から明らかにし、また、両役家は入れ替わることもあることから、固定した格式ではなく、職務としての性格をもった

と指摘する。

さらに、神楽役は神楽齋行に加え、参詣講の運営や参詣者の世話、御神湯という入浴施設の管理など多様な職務内容があったこと、また、寛文期には神楽役に「中臣祓免許状」が神主家から授与されているなど、祭式行事作法も習得していたとする。

こうした鷲宮神社の神楽役の立場は、明治時代初めに大きく変化する。具体的には神社からの俸禄としての給地は各役家の所有地となり、その役職名も廃絶され、旧神楽役は「神楽人」の名で太々神楽の奉納を神社に願っている。旧神楽役による神楽は明治になってからは、体制を変えて継承されていたが、第二次世界大戦後は一人だけとなり、現在は有志が「神楽師」という名で神楽齋行を継承すると、神楽役の近代から現代への変遷をたどっている。

第二章「吉田家本所と神楽役の対応——「神祇管領」名義の「神楽役裁許状」から——」では、寛文五年（一六六五）の幕府による諸社禰宜神主法度によって神祇管領長上と名のつた吉田家の江戸役所発行の許状を巡っての、六所宮（現

府中市の大國魂神社」と鷺宮神社の対応と、これによる「神樂役」の位置づけを論ずる。寛政三年（一七九一）設置の吉田家江戸役所は、享和元年（一八〇一）に六所宮配下の社中・神樂役・神子に同役所から許状を受けるように求めた。これに対して六所宮は、神樂役と神子の許状授与の取り次ぎと費用負担を行い、翌享和二年に許状は発給されるが、その許状は神主の手元にとどめられ、神主による神樂役・神子の統制は持続する。

一方、鷺宮神社では寛文年間から社役や神樂役に対して、大宮司から私的な神道伝授にともなう各種許状が発行されていた。吉田家江戸役所は、鷺宮神社に対しても六所宮と同様に配下への許状取得を求めたようで、享和二年（一八〇二）に江戸役所は神樂役に許状を発給している。これによって鷺宮神社神樂役は、近隣で許状を持たずに神樂を行う者の取締を行い、さらに後年には新規行事や新たな講の結成、祈祷施行といった対外的な活動を活発に行うようになったと指摘する。

第三章「神社神子の活動と動静―榛名神社を事例に―」では、榛名山の神子

（巫女）の近世の動向から、いわゆる神社神子が託宣業務を喪失し、神楽だけを行うようになった理由を考察する。安永年間（一七七二～八一）に起きた山内配下の神子をめぐるトラブルをまとめた『巫女之記録』をもとにして、榛名山への参詣講である太々講の活発化に伴う神子不足への対応として、神楽のみを行う新規神子を取立てるようになった経緯と、神楽と託宣の両方を行う世襲の神子が追放された経緯を示す。これによって山内神子の動向がわかり、以後、榛名山では神子による託宣はなくなり、追放された神子の孫は、神子として山内に残り神楽だけを引き継いだ。こうした神子業務の限定は、東叡山発給の補任状で、「神事神楽等」が神子の職能とされたことが一つの理由と考えられるが、これに加え、太々講などによる太々神楽奉納の拡大によって、神楽だけで生計が立てられる経済的条件が整ったことや、神子役に就任することへの女性たちの忌避感もあったと指摘する。

第四章「神子の地位と神子神楽―北関東の諸事例―」では、埼玉県と群馬県を中心とする北関東において、近世期に、家職として神楽を斎行する神子（巫

女)が、神事舞太夫、陰陽道、修験道、神道という多種の本山・本所から、どのように統制されていたのかを論ずる。

従来の研究では、近世期の神子は夫や父に隷属したとする見解と、独立した地位を築いていたという見解が存在するが、本論文ではこうした神子の立場を北関東の近世史料で見えていくと、それは神子の夫や父である男性宗教者が所属する本山・本所よって違いがある。具体的には、神子の役務について修験道では柔軟だったが、吉田家は厳格に規制をしており、一律的ではなかったことを示す。また、秩父神社の太々神楽では文政期頃から男性が女面をつけて鉦女舞を行っており、この時代には神子が必要としない神楽齋行の下地が整えられていたとも推測する。

第三部「太々神楽の経済と寺社」は、近世における太々神楽継承の社会基盤について、経済動向、地域社会のあり方、宗教制度から考察する部で、三章で構成する。

第一章「太々講の経済―榛名神社を事例に―」では、榛名山の別当・坊・御

師が参詣講に発行した領収書から、太々神楽奉納など参詣経費の内容を分析し、神楽の奉納経費を中心に太々講の経済的動向を検証する。

榛名山内では、度々、各地の太々講が参詣する際の支払金額が定められた。これは奉納金・神酒御供料・蒔銭・坊入（宿泊料）などの基準額で、明和六年（一七六九）には太々講の参詣饗応を軽くして施主負担の軽減を図っている。その後の寛政七年（一七九五）には、明和六年時の基準額よりも高額の執行料金を定め、参詣一回当たりの利益率を高め、他方では盛んになった太々神楽奉納数の削減と神楽斎行者の実労負担の軽減化を図る措置が講じられたとする。

また、寛政八年（一七九六）には万人講といい、六年、八年と一定年数の参詣・神楽奉納の費用支払いを一括して行う制度も整えられた。この万人講は、榛名山の御師が世話人となって不特定多数の人を集める制度でもあり、これによって参詣者が増える一方、講員にとっては従前より経済的負担は減るという利点があり、参詣講としてこの仕組みは普及した。

このように近世期には、神楽奉納を伴う参詣講の経済的仕組みに変化がある

が、領収書にみる講社の費用負担は、饗応は年代や講による値段の上下があるのに対し、神樂奉納料と御神酒供料は一貫して変化しないという特徴があることを指摘する。

第二章「寄合神樂の実態―北関東を中心に―」では、上野国新田郡高林の御嶽神社で開催された太々神樂の記録をもとに、近世末には多くの村々から神職や神子が集まっていたことを明らかにする。天保年間の高林での神樂齋行には武蔵国と上野国の五十五ヶ村から参詣者があり、神樂を行う神職と神子は上野国新田郡・邑楽郡、武蔵国幡羅郡・比企郡、下野国梁田郡の者たちであった。こうした齋行方式を「寄合神樂」と名付け、これを可能としたのは、神職は吉田家配下のネットワーク、神子は修験道当山派のネットワークを通しての集合があったからと推測する。

第三章「神樂齋行と寺社」では、武蔵国北部を中心として、文化文政期には吉田家の統制によって、従来は寺院でも齋行された神樂が神社に独占されていく過程を明らかにする。具体的には、鷲宮神社と総願寺の神樂執行を巡る争い

を受けて、近隣の寺院では境内での神楽執行を避けるようになった。そうした情勢から、春秋に太々神楽を行っていた妻沼聖天宮では、境外に設けた摩多利神社で太々神楽奉納を行うようになるなど、神楽斎行の場が神社に限定されていく過程を示す。

第四部「変容する神楽の教義と演目」では、幕末から明治期の神楽の変容や新たな演目の創出について、鷺宮神社縁起と同社の「土師一流催馬楽神楽」、埼玉県秩父地方の「養蚕の舞」を取り上げて、二章で構成して論ずる。

第一章「平田国学による神楽と神社縁起の改変―鷺宮神社を事例に―」は、近世末に鷺宮神社大宮司に就任した大内国政は、三十三歳で亡くなるが、平田篤胤に師事するとともに歌道を学び、『鷺宮神楽正録』『鷺宮迦美保賀比』などを著し、篤胤の教えをもとに神楽演目では、現在は番外に位置づけられている「太刀折紙の舞」を設け、これと連動させて神社縁起を改編したことを明らかにする。

「太刀折紙の舞」は、大内国久の『土師一流催馬楽神楽歌』には記載のない

曲目であるが、『鷲宮神楽正録』は「国平広矛の舞」を今は「太刀折紙」といい、これが当社の神楽の起こりで、大己貴命が大鷲に乗って妻まぎの途中でこの地に立ち寄り、国平広矛の舞を舞ったと記す。天保十四年（一八四三）の『鷲宮迦美保賀比』にも、「国平広鉾神楽歌」の解説に、これは大国主命の神遊びの古舞で、神楽が十二座に定まってからこの舞はみだりに奏しないことになったとしている。また、国政が文政九年（一八二六）頃に書いたと思われる「武蔵国太田庄鷲宮神社由来並私家之由緒書下書」では、鷲宮神社は天穂日命を祀るが、これは大己貴命が大鷲に乗って妻まぎを行っているときに、大己貴命の祭祀者として天穂日命が指定され、大己貴命が三諸山に移ってからは、祭祀者の天穂日命を本宮に移して祀るようになったと、縁起を書き換えている。こうした神楽曲目と神社縁起を結びつけ、両者の改変・改編を行った大内国政は、大宮の氷川神社と親密な関係にあり、氷川神社でも篤胤の説く教義を受容しており、しかも国政自身も篤胤に師事したことから、これらの改変・改編は平田篤胤の影響下で行われたと指摘する。

第二章「新しい演目の創出とその基盤―北関東の「養蚕の舞」を中心に―」は、埼玉県秩父地方や群馬県では、明治時代に養蚕業が盛んになるにつれて、同時多発的に「養蚕の舞」という演目が創設されていることを論述する。その上で、こうした新曲の創設には、これ以前からあった「稲作」「種子蒔の舞」が下地に存在したことを示し、新たな芸態が発生するメカニズムと、新たな芸態の伝播と受容には、元からあった芸態が下敷きになることを明らかにする。

最終章である終章「結論と今後の課題」では、各部、各章での論述をまとめるとともに、今後の課題としては、現在の神楽実態を起点に過去に遡及しながら神楽継承の推移を明らかにすること、なかでも近代における社会状況と神楽斎行の関係が課題となること、また、関東地方以外の地域において、本論文で論じた事象がどのような実態をもつのかの研究が必要であることなどをあげる。

論文審査の結果の要旨

矢嶋正幸の学位申請論文「関東地方における太々神楽の歴史民俗学的研究」は、関東地方に伝承、継承されている太々神楽について、埼玉県と群馬県を中心に、その近世期における動向を論述する。

論文は二章・四部から構成され、このなかで神楽改革ともいえる在地神楽の演目改変、神楽を担う神楽師や神子（巫女）の社会的位置づけに関する動向、寛文五年（一六六五）の徳川幕府による諸社禰宜神主法度によって神祇管領長上となった吉田家（吉田神道）の神社支配政策に対する有力神主の対応、各地の太々講による太々神楽奉納など神社参詣時の経費をめぐる経済的状况、さらに明治期の養蚕業活況化という生業変動と新たな神楽演目の創出などについて、近世の地方史料や伝承情報を用いて分析、考察する。

近年の神楽研究は、福田晃ほか編『神楽の中世―宗教芸能の地平へ』（令和三年刊）など、中世期の実相解析に焦点を当てるものが目立っている。確かに

現行神樂の淵源あるいは下地として中世期の神樂研究は必要であるが、現在の神樂はより強く近世期の動向と結びついており、近代も含め、その具体相の研究は現行神樂の理解には重要となる。近世期の神樂に関するこれまでの研究には、たとえば神樂齋行者と神道、陰陽道、修験道、神事舞太夫の本所・本山との関係づけに基づく、齋行権限の維持、継承の研究が多くあるが、齋行演目の改変や奉納費用などの経済状況についての研究は進んでいなかった。こうした研究動向のなかで、本論文は、前述のように関東地方の太々神樂の近世期の展開について多面的な分析、考察を行い、神樂研究を前進させたと評価できる。

その顕著な成果をあげると、第一には第一部第一章・第二章での、埼玉県久喜市の鷲宮神社の大宮司大内国久による享保年間の「土師一流催馬楽神樂」の創設をめぐる論述がある。それは国久の先々代宮司で、吉川惟足の門人であった大内秀勝は、鷲宮神社の祭祀権をめぐる供僧寺ならびに社家との争いのなかで、唯一神道教義を根拠に訴訟に勝つとともに、吉田家から「宗源加工次第」の相伝をうけている。そして、国久は唯一神道教義や吉川惟足による神道教義

を受容し、従前からの神楽伝承を改変して現在の「土師一流催馬楽神楽」を組み立てたことを、国久による『土師一流催馬楽神楽歌』や『神道諸祝詞集』の分析から明らかにしている。加えて『土師一流催馬楽神楽歌』にある神楽歌の典拠研究から、近世中期の神楽改革には、国久が歌人の武者小路実陰の門弟として和歌を学び、堂上歌壇の歌を積極的に摂取したことも明らかにする。

鷺宮神社の「土師一流催馬楽神楽」は、本論文では具体的に論述されていないが、現行の関東地方の太々神楽、里神楽の内容からは、各地に多大な影響を与えているのがうかがえ、申請者の研究成果は当地方の神楽研究にとって重要といえる。鷺宮神社の神楽改革については、さらに第四部第一章で、大宮司大内国政による近世末の神楽と神社縁起の改変についての論述もある。国政は平田篤胤に師事するとともに歌道を学び、「太刀折紙の舞」の創設と、この曲の由来と神社縁起とを結びつけて縁起をも改編したことを明らかにする。

以上の鷺宮神社の近世期の「土師一流催馬楽神楽」の創設と改変の研究からは、在地神主が唯一神道教義や吉川惟足の神道教義を自覚的に摂取しながら神

学を獲得し、これに基づいて神樂が改変され、新たな伝承内容が形成されていったことが導き出せる。

第二には、第三部で論じた近世中期の榛名山における太々講という参詣講による神樂奉納などの参詣費用の実態と変化を背景に、近世期における「神樂師」などと呼ばれた神樂斎行者と神樂にも携わった神子（巫女）の神社組織や地域社会で位置づけと動向について、吉田家江戸本所の神社・社人支配と結びつけて分析している。榛名山に奉納された太々神樂の内容と神子の具体的行為についての提示がなく、論述は十分とはいえないが、前述のように近年は神樂斎行者の動きを宗教組織との関係から把握する研究が増えているなかで、本論文では神樂斎行者と本山・本所の関係だけでなく、これに神樂斎行者が所属する神社も含めているのが評価できる。

第三には、本論文は近世期の関東地方の太々神樂の動向を主題とするが、第四部では生業と結びついた新たな神樂演目の創設に着目し、明治期以降の太々神樂の動向研究の足がかりを提示している。具体的には、関東地方北部では養

蚕業の活況化と相俟って、従前から存在した稲作系演目を下地として、養蚕に關する演目がいくつかの地で同時に創成されたことを発見している。

本論文には、以上のような成果があるものの、近世期における神樂演目の改變と神樂齋行者や神子の神社組織内や社会における位置づけの變化、また、太々講などの名のもとでの神社参詣や神樂奉納の活発化の三者がどのようにに連關するのか、あるいは影響し合っているのかの視点と論述は十分ではない。近世期における神樂の内容と齋行の變化變容のうねりが、全体としてどのように描けるのかという課題認識が示されていない。

これらについての研究の見通しが欲しく、また、關東地方における現在の太々神樂の内容や齋行方式が近世期とどのようにに連關するのかという視点と論述も必要である。申請者の研究には、これらいくつもの今後の課題があるが、本論文は、關東地方の太々神樂の動向について、近世期における改變や改編の具體相と、こうした研究の重要性が提示できており、本論文の提出者である矢嶋正幸は、博士（民俗学）の学位が授与される資格があると認められる。

令和七年二月十七日

主査 國學院大學大学院客員教授

小川 直之

⑩

副査 國學院大學教授

大石 泰夫

⑩

副査 敬和学園大学名誉教授

神田 より子

⑩